

令和元年度

横浜市中小企業融資

台風第15号対策特別資金 (セーフティネット保証4号型)

令和元年台風第15号の被害により、横浜市が国のセーフティネット保証4号の適用を受ける地域に指定されたことを踏まえ、セーフティネット保証4号の認定を取得した方向けの制度融資メニュー「台風第15号対策特別資金(セーフティネット保証4号型)」を創設します。

〈主な特徴〉

～令和元年9月27日(金)から～

- ◎通常の保証限度額とは「別枠」で**最大2億8,000万円**の利用が可能
- ◎信用保証料は**横浜市が全額助成**(例外あり。詳細は下記参照)
- ◎融資期間1年以内の融資利率は**制度融資で最も低利**
- ◎**据置期間は制度融資で最長の24か月以内**
- ◎融資期間は「セーフティネット特別」よりも長期

資金名	「台風第15号対策特別資金」(セーフティネット保証4号型)
融資対象者	令和元年台風第15号による災害に関して、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく認定を受けた方
融資額	2億8,000万円以内
融資利率	1年以内 年0.8%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 10年以内 年1.6%以内 10年超 年2.0%以内
資金用途 融資期間	運転資金 10年以内 設備資金 15年以内
据置期間	24か月以内
信用保証料 助成等	横浜市が全額助成 横浜市の全額助成(借換え分を除く)は融資額3,000万円を上限とする。 融資額3,000万円超分については、横浜市信用保証協会が保証料を0.1%割引

※ お申込みの際は、裏面の認定申請窓口でセーフティネット保証4号の認定を受ける必要があります。

詳細はホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

横浜市 セーフティネット認定

検索

※ 責任共有制度対象の保証から、責任共有制度対象外の保証(本資金)への借換えはできませんので、御注意ください。

★ 認定申請に関するお問合せ先 横浜市経済局金融課相談認定係 Tel 045-662-8931

★ 制度融資に関するお問合せ先 横浜市経済局金融課金融係 Tel 045-671-2592

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/iyouken/20190927taifu-safety.html>

★ 融資のご相談・お申込み先

取扱金融機関へお申込みください。(取扱金融機関は横浜市HPにてご案内しています。)

横浜市 融資 取扱金融機関

検索

横浜市では令和元年台風第15号の影響に伴う特別経営相談窓口を設置しています。詳細は、下記ホームページにてご確認ください。

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/soudan/tokubetsusoudan/20190912taifusoudan.html>

認 定 申 請 窓 口

◎現地認定申請窓口（9月26日（木）から）（認定書の交付は翌営業日の午前10時以降）

場 所：横浜市金沢区福浦1-5-2 横浜市金沢産業振興センター2階

受 付 時 間：平日 午前 9時～午後3時30分

※認定要件を満たす場合は、同窓口において翌営業日の午前10時以降から認定書を交付します。

認 定 対 象：セーフティネット保証4号のみ

◎横浜メディア・ビジネスセンター認定窓口（認定書の交付は当日）

場 所：横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター7階

電話：045-662-8931 ファックス：045-651-3518

受 付 時 間：平日 午前 8時45分～午後4時

認 定 対 象：全てのセーフティネット保証（1号～8号）

※申請手続・必要書類について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html#safety4gou>

認 定 申 請 窓 口 へ の ア ク セ ス

現地認定申請窓口



横浜メディア・ビジネスセンター認定窓口

